

## 「東御市物価高騰低所得世帯支援金」給付のお知らせ

- 物価高騰低所得世帯支援金は、令和7年度課税において住民税非課税である世帯を支援するための給付金です。世帯員全員が令和7年12月19日時点で東御市に住民票のある世帯が対象です。
- 東御市では、燃料費高騰等の支援金として、一世帯あたり5,000円を給付します。

### 給付金の支給額

支給額：5,000円（1世帯につき）

### 支給の時期

令和8年3月（予定）

### 支給手続き

- 同封の「令和7年度東御市物価高騰低所得者世帯支援金申請書（請求書）」に、必要事項を記入し、以下の3点の書類を返信用封筒にて東御市役所福祉課へご返送ください。  
①令和7年度東御市物価高騰低所得者世帯支援金申請書  
②申請者の本人確認書類（マイナンバー、免許証等の写し）  
③振込先金融機関口座確認書類  
(通帳またはキャッシュカードの写し)
- 返送していただく書類

※ 支給を希望しない場合は返送不要です。

令和8年2月20日（金）までに申請してください。

### お問い合わせ

東御市福祉課生活福祉係 TEL 0268-64-8884

受付時間 8:30～17:15 (土・日曜、祝日を除く)

詳しくは東御市HP  
をご覧ください。